

「尼崎市文化未来奨励賞」表彰要綱

1 目的

この表彰は、芸術性の高い優秀な作品等を創作し、全国規模の活動を展開しようとしている者を顕彰することによって、地域文化を創造する次代の担い手を育成するとともに、市民の芸術文化創造への意欲を喚起し、本市の文化振興を図ることを目的とする。

2 名称

尼崎市文化未来奨励賞（以下「奨励賞」という。）と称する。

3 表彰基準

尼崎市出身、尼崎市内に居住または活動拠点を有する者で、芸術性の高い優秀な作品等を創作し、全国規模の活動を展開しようとしている40歳以下の者、もしくは、尼崎市出身、尼崎市内に居住または活動拠点を有することを問わず、尼崎市においてその活動が顕著な40歳以下の者。

活動分野

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術、その他の芸術

4 選考方法

- (1) 選考に当たっては、有識者による推薦及び公募による自薦・他薦により奨励賞の表彰基準に該当する候補者一覧を作成する。
- (2) 前項の候補者一覧より、公正かつ適切に選考を行うため、奨励賞選考会の意見を聞いて決定する。
- (3) 奨励賞選考会は、公益財団法人尼崎市文化振興財団（以下「財団」という。）が文化芸術に精通した5人以内の委員で組織する。

5 表彰

- (1) この表彰は、市及び財団が協働で年1回行う。
- (2) 被表彰者に、表彰状を贈るとともに、市民に作品・活動を発表する支援を行う。
- (3) 被表彰者は、1名とする。

6 発表支援等

- (1) 被表彰者は、市民に作品・活動を発表するほか、ワークショップ等を開催するものとする。
- (2) 被表彰者が作品・活動の発表、ワークショップ等の開催をするにあたり、被表彰者の申請に応じてその費用の全額又は一部に対し100万円を上限に支援する。
- (3) 被表彰者は、実施計画書を提出しなければならない。
- (4) 実施計画書に基づき、奨励金を決定・支援する。
- (5) 不正又は虚偽を認めたときは支援を取り消し、また、奨励金の全部又は一部の返還を求めることができる。
- (6) 被表彰者は、発表後に実施報告書を提出する。

7 この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年6月13日 一部改定

令和5年3月31日 一部改定